

京都市医療機関オンライン化支援事業補助金申請Q&A（令和5年8月1日時点）

No.	種別	質問	回答
1	制度	診断書のオンライン登録の詳細を確認したい。	厚生労働省から示された各種資料を京都市のホームページに掲載していますので御確認ください。 〈ホームページ〉 京都市情報館：難病指定医について⇒【令和4年度以降】診断書オンライン登録（データベース化）について⇒厚生労働省からの通知文
2	制度	院内システム改修を行わなかった場合、どのような影響があるのか。	診断書様式が改定された場合、旧様式の利用可能期間である1年間が経過した後は、院内システムの改修又はホームページ上で示される様式をダウンロードし、記載を行う等の対応が必要となります。
3	制度	パソコンの購入は必須か。 既にあるパソコンを使用することは可能か。	パソコンの購入は必須ではなく、既に院内にあるパソコンであっても接続要件を満たしていれば使用できます。接続要件を満たしていないパソコンや既存の業務との区別を行いたい場合は新しいパソコンの購入を検討してください。 接続要件はホームページに掲載されている資料を御確認ください。 〈ホームページ〉 京都市情報館：難病指定医について⇒【令和4年度以降】診断書オンライン登録（データベース化）について⇒厚生労働省からの通知文：「難病・小慢DB更改に関する医療機関向け周知資料(詳細)」
4	交付申請	京都市内の医療機関だが、京都市と京都府の両方に申請することはできるか。	京都市と京都府の両方に申請することはできません。京都市内の医療機関は京都市に申請をしてください。
5	交付申請	令和4年11月の意向調査時には回答しなかったが、申請することは可能か。	可能です。ただし、補助上限額（5万円）を超えた補助額での申請はできません。
6	交付申請	補助金交付決定通知書が届く前にパソコン等を購入してしまっただが補助金の交付はされるか。	補助金交付決定の通知をした日以前に購入したパソコン等の経費については、補助金の交付対象外となります。
7	交付申請	令和5年度の電子化（オンライン化）は見送ることにしたが、令和6年度以降に申請できるか。	令和6年度の補助事業の実施は未定です。令和6年度以降に補助事業が行われる場合で補助金交付を希望する場合は、補助金交付決定の通知をした日以前にシステム改修等に着手していないことが必要ですので、ご注意ください。
8	交付申請	申請期限までに見積書が入手できない。	申請期限を過ぎた場合、令和5年度の申請はできません。

9	交付申請	申請期限を過ぎたが申請したい。	申請期限を過ぎた場合、令和5年度の申請はできません。
10	交付申請	(第1号様式) 交付申請書の添付資料とは。	以下の見積書等対象経費に要する費用の金額根拠資料を添付してください。 <具体例> 所要額調書(様式第1号-2)、見積書(写し可)
11	交付申請	医療機関コードが分からない。	近畿厚生局のホームページで医療機関コードを調べることができます。 【近畿更生局HP: 保険医療機関・保険薬局等の管内指定状況等について】 https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kinki/gyomu/gyomu/hoken_kikan/shitei_jokyo.html
12	交付申請	経営母体は同じだが医療機関コードが異なる場合はそれぞれ申し込めるか。	医療機関コードが異なる場合は、それぞれ申請できます。
13	交付申請	インターネットに接続可能な既存のパソコンがあるが、端末要件において示される推奨メモリ・空き容量を満たさないため買い替える場合、補助対象となるか。	補助対象となります。
14	交付申請	インターネットに接続不可の既存のパソコンをインターネットに接続可能にするための費用は補助対象となるか。	補助対象となります。
15	指定医	所属する指定医の資格が切れてしまっているがどうすればよいか。	指定医の登録状況について調べますので、京都市特定医療費認定事務センター(TEL:075-748-1200)にお問い合わせください。
16	指定医	指定医はいないが補助金の交付申請は可能か。	医療機関に指定医が所属していない場合は申請できません。所属とは、主たる勤務先として医療機関に指定医が勤務している状態を言います。
17	パソコン	パソコンはリースでもいいか。	リースは補助の対象外になります。
18	パソコン	交付金で購入したパソコンが壊れてしまったため、新しいパソコンを購入したい。補助の対象になるか。	この補助金は1医療機関につき1回限りの交付となるため、補助の対象にはなりません。
19	変更申請	業務システム(院内システム)の改修で申請し、交付決定通知書を受理したが、パソコン等の購入費に変更したい。	交付変更申請書(様式第5号)及び見積書の提出が必要になります。変更申請を行う場合は、京都市特定医療費認定事務センター(TEL:075-748-1200)にお問い合わせください。

20	実績報告	システム改修が終わらず、期限内に経費の支払いが完了しない。	期限内に完了しないことが判明した場合は、中止申請書を提出してください。この場合、補助金の交付はできません。 変更（中止）申請を行う場合は、京都市特定医療費認定事務センター（TEL：075-748-1200）にお問い合わせください。
21	実績報告	実績報告し忘れてしまった。	期限内に実績報告の提出がないと補助金の交付はできません。必ず期限内に提出してください。
22	実績報告	実績報告がすぐに出せない。	申請後に期限内に実績報告書を提出できないことが判明した場合は、中止申請書を提出してください。この場合、補助金の交付はできません。
23	実績報告	実績報告に申請対象外の資料も付けてしまった。	対象となる経費のみで補助金額を算定し、確定通知を発出します。
24	実績報告	交付決定額と交付確定額が異なっているのはなぜか。	補助対象経費外のものが含まれていた場合は、補助の対象とならないためです。
25	支払	補助金はどのくらいの期間で支払われますか。	実績報告書の提出後、交付額確定通知書をお送りします。その後、請求書を提出してください。請求書を提出いただいてから、約1か月で指定の口座へお振込みします。なお、補助金のお振込みは通知いたしません。"キョウトシナンビョウオンライン"からのお振込みを通帳記帳等で御確認ください。